

河合町議会議録

令和7年 5月9日 開会

河合町議会

令和7年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示..... 1

第 1 号 (5月9日)

○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長の挨拶.....	5
○会議録署名議員の指名.....	6
○会期の決定.....	6
○日程の追加.....	7
○各常任委員会の委員の選任.....	7
○日程の追加.....	8
○議会運営委員会の委員の選任.....	8
○日程の追加.....	9
○まほろば環境衛生組合議会議員の選出について.....	9
○日程の追加.....	10
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	10
○付議事件の一括提案理由の説明.....	11
○議案第33号の質疑、討論、採決.....	12
○承認第2号の質疑、討論、採決.....	14
○承認第3号の質疑、討論、採決.....	17
○承認第4号の質疑、討論、採決.....	17
○承認第5号の質疑、討論、採決.....	19

○日程の追加	21
○議員発議案の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○閉会の宣告	30
○署名議員	31

河合町告示第27号

令和7年第1回（5月）河合町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年5月2日

河合町長 森川喜之

1 期 日 令和7年5月9日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第33号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて

(令和6年度河合町一般会計補正予算)

承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて

(河合町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて

(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて

(河合町税条例の一部改正)

令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）

（第 1 号）

令和7年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和7年5月9日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第33号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度河合町一般会計補正予算）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて（河合町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて（河合町税条例の一部改正）

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第2まで議事日程に同じ
- 追加日程第 1 各常任委員会の委員の選任
- 追加日程第 2 議会運営委員会の委員の選任
- 追加日程第 3 まほろば環境衛生組合議会議員の選出について
- 追加日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第3から日程第7まで議事日程に同じ
- 追加日程第 5 河合町議会正副議長の辞職勧告決議について

出席議員（12名）

1番	杣 本 貴 司	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杣 本 光 清

9番 大 西 孝 幸

10番 馬 場 千恵子

11番 岡 田 康 則

12番 土 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	まちづくり 推進部長	中 島 照 仁
教育振興部長	中 尾 勝 人	生活環境部長 次	森 川 泰 典
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
税 務 課 長	佐 藤 愛	住民福祉課長	古 谷 真 孝
子育て健康課 長	谷 田 悅 子	上下水道課長	上 原 郁 夫

会議に従事した事務局職員

局 長 高 根 亞 紀 主 事 平 井 貴 之

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第27号をもって令和7年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第1回臨時会は成立いたしましたので、開会します。

本臨時会におきましては、録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和7年第1回5月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご臨席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今臨時会では、議案第33号の1議案並びに承認第2号から第5号までの4承認の合計5案件を提出させていただいております。後ほど、副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番、枚本光清議員、9番、大西孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

5月2日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、梅野美智代議会運営委員長より会期等について報告求めます。

○3番（梅野美智代）　はい、議長。

○議長（疋田俊文）　梅野委員長。

○3番（梅野美智代）　5月2日に議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたで、その結果を報告いたします。

会期は、本日5月9日の1日といたします。

本日の議事日程は、議案第33号の1議案と承認第2号から第5号までの4承認を一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文）　お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおりに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文）　異議なしと認めます。

よって、会期は、委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。

暫時休憩します。

休憩　午前10時05分

再開 午前10時25分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員さんの選任については、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第1、各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会の委員選任については、委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

総務文教常任委員会の委員として、枚本貴司議員、梅野美智代議員、佐藤利治議員、中山義英議員、馬場千恵子議員、疋田俊文議員、以上6名。

厚生建設常任委員会の委員として、常盤繁範議員、坂本博道議員、長谷川伸一議員、枚本光清議員、大西孝幸議員、岡田康則議員、以上6名です。

それでは、ただいま指名いたしました候補を選任いたします。よろしくお願いします。

次に、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において、各委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長に中山議員、副委員長に枚本貴司議員。

厚生建設常任委員会委員長に長谷川議員、副委員長に常盤議員。

以上の方を選任されました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任については、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第2、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） それでは指名いたします。

枚本貴司議員、梅野議員、佐藤議員、中山議員、坂本議員、長谷川議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員にただいま指名しました方々を選任いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選の報告を行います。

委員長は佐藤議員、副委員長には枚本貴司議員。

以上の方が選任されました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

まほろば環境衛生組合議会議員の選任についてを議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、まほろば環境衛生組合議会議員の選任については、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎まほろば環境衛生組合議会議員の選出

○議長（疋田俊文） 追加日程第3、まほろば環境衛生組合議会議員の選任についてを議題といたします。

まほろば環境衛生組合規約第6条第1項第2号の規定に基づき、組合議員の選出を行います。

お諮りします。

選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による議長からの指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定して、では指名いたします。

まほろば環境衛生組合議会議員として、大西孝幸議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名をいたしました大西孝幸議員を当選人と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、まほろば環境衛生組合議会議員には大西孝幸議員が当選されました。

まほろば環境衛生組合の議会議員に当選されました大西孝幸議員が議場におられますので、
会議規則第32条第2項の規定により当選人に告知いたします。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の継続審査について議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件についてを追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から議会規則第73条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続したいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時31分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） 理事者の方より、議案第33号の1議案、承認第2号から承認第5号までの4承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、令和7年5月臨時会に上程いたされました議案第33号の1議案及び承認第2号から第5号までの4承認の合計5案件について、順次ご説明いたします。議案第33号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、当条例において引用している条例の名称を、退職手当の支給に関する事務を行っている一部事務組合の条例である奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例に改めるなどの所要の整備を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

次の承認第2号から承認第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、承認第2号から順次説明いたします。

令和7年3月31日に専決処分いたしました令和6年度河合町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算に増減はなく、第1条、繰越明許費の補正につきまして、1ページのとおり、物価高騰対応重点支援臨時給付金事業費の金額を補正し、新たに子ども・子育て支援事業計画策定事業を追加することにより、補正後の金額を5億2,115万5,000円とするものです。

承認第3号は、令和7年3月31日に専決処分いたしました河合町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和7年4月1日付の組織改編に伴う所要の改正を行ったものです。

承認第4号は、令和7年3月31日に専決処分いたしました河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者に対しての被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る軽減判定所得の見直しを行うために条例の一部改正を行ったものです。

承認第5号は、令和7年3月31日に専決処分いたしました河合町税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税において二輪の原動機付自転車のうち総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る種別割の標準税率を年額2,000円とすること及び固定資産税において大規模の修繕等が行われたマンションに係る減額措置について、当該措置に係る申告手続に関する規定等について条例の一部改正を行ったものです。

以上、上程いたされました5案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文）　日程第3、議案第33号　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一）　はい。

○議長（疋田俊文）　長谷川議員。

○7番（長谷川伸一）　1回目の質疑行います。2点お尋ねします。

なぜ、どのような理由で、このような文言に改定する必要があるのでしょうか。ご説明ください。また、派遣等に関する条例第7条3項、4項につきまして、奈良県市町村総合組合

退職手当支給条例の中のどの部分に規定するのでしょうか。詳しくご説明いただけますか。

○総務課長（西村直貴）　はい。

○議長（疋田俊文）　西村総務課長。

○総務課長（西村直貴）　まず、改定の理由について説明をさせていただきます。

もともとあった奈良県市町村退職手当組合が奈良県市町村総合事務組合に名称変更になった結果、そこで使われていた市町村退職手当等に関する条例に関しても一部改正がありましたので、その部分での改正をさせていただいております。

次に、もともとの7条の2、3の部分につきましては、奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例の8条の3、公益法人等へ派遣された職員に対する退職手当の特例の8条の3、8条の2、8条の3、この中に包括されていますので、7条の部分の残りを削除させていただいております。

以上です。

○7番（長谷川伸一）　はい。

○議長（疋田俊文）　長谷川議員。

○7番（長谷川伸一）　2回目の質疑行います。

今回、改定されている市町村は、今、昨日のホームページ、インターネットで調べた結果なんですけれども、時点では、河合町の今回議案に出ています市町村は2市8町でございます。また、7条、今現在の河合町の条例7条の1、2、3、4と、そのままの文言は、奈良市、生駒市、大和高田市、10市3町が今、そのままとなっております。なぜ、変える必要がないのではないかと思いますが、その点、教えていただけますか。

○議長（疋田俊文）　総務部長。小野部長。

○総務部長（小野雄一郎）　今回、この条例改正を行っております理由といいますのは、実は先ほど総務課長が答弁いたしましたとおり、本町の退職手当に関する事務を取り扱う一部事務組合が平成20年4月1日に奈良県市町村総合事務組合ということで組合に変わっています。この際に、条例の名称が変わっておりましたので、それを今になってしまっているんですけれども、改正させていただこうという提案でございます。先ほど長谷川議員おっしゃった奈良市であるとか、大和高田市の条例につきましては、ちょっと今、内容について承知はしていないんですけども、それらの市というのは当該組合において退職事務を一部事務組合に委託しておりませんので、おそらく本町の条例内容とは異なるものだと承知しておるところでございます。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第33号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については可決されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求ることについて（令和6年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回、繰越明許となっております子ども・子育て支援事業計画策定事業費についてですが、これがなぜ繰越しになったのかということについて説明願います。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 子ども・子育て支援事業計画策定事業の繰越し分なんですけれども、本来ありましたら、3月末の計画の策定を目指して協議を行っておったんですけども、3月中に開催予定であった委員会の日程調整とかつかなかつたこと等の理由により、4月以降も協議を重ねる必要が生じたため、繰越しのほうをさせていただいたということでござい

ます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その計画はいつ策定されるということになるんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 現在、この計画につきましては、4月に委員会のほう開催させていただきまして、現在6月の議会のほうに上程するように準備しておる最中でございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、追加で私のほうも質問させていただきます。

子ども・子育て支援事業計画策定事業の件についてなんですが、6月定例議会に上程される予定ということでご答弁いただきました。もともとは3月議会で考えられていたと思われるんですけども、その辺についての影響というのは、どういったものをピックアップされているのかお答えいただけますか。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 影響なんですけれども、基本的に今回、第3期計画となっておりまして、基本的に第2期計画の基本指針をそのまま引き継ぐという形になっております。今回第3期計画につきましては、アンケート調査した結果、今後の必要な事業をその中に盛り込んでいくという形で策定させていただいております。

本来であれば、3月末に議会のほうに上程させていただきまして、計画のほう報告させていただくということなんですけれども、ちょっと遅れまして、6月になりますけれども、今後5年間の計画となっておりますんで、5年間のうちにそういう計画を、施策を達成させていただくということで予定しておりますんで、大きな影響はないかと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 追加で質問させていただきます。

ご答弁の内容、十分理解できました。

別の、過去に議案でもお話ししたことあるんですけれども、3月末に必ずやらなければいけないというもの以外については、少し弾力的に、その策定の時期を、職員さんの負担等も考えてね、考えるべきではないのかなということを申し上げたことがございます。

それに基づいて、確認取りたいと思うんですけれども、5か年のこれ、計画ですね。例えばですけれども、これから策定される、6月上程される議案、期日を、例えば5年後の例えば6月の定例議会で議会のほうで審査してもらう、審議してもらうということを想定して、期日をそのように定めて、少し要是年間を通じた業務の内容を弾力的に見ると。そういう形の試みも必要だと思うんですけれども、それで影響等出ますかね、仮に3か月ずらすことによって。私はすべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 一応県のほうには、3月末までにどういった子ども・子育て支援事業計画につきましては、今後どういった必要施策、どれぐらいの人がそのサービスを利用されるか、見込みの数字を出さないといけないという部分がありますんで、そちらの部分については県に3月末までに報告をしなければならないというところはございますんで、基本的には3月末までにはそういった数字のほうは固めていかないといけないのかなと思っております。

ただし、おっしゃったように、弾力的な運用の中で具体的に市町村のほうで、河合町のほうでどういった施策をするかという部分につきましては、議員ご提案あったような形でよりよい、いいものにしていきたいと思いますんで、協議を重ねながら、弾力的運用のほうも考えていけたらと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度河合町一般会計補正予算）は可決することに決定いたしました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（河合町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を求めます。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（河合町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回この政令軽減の対象となる金額が変わったんですが、これによって影響を受ける人数というのは何人ぐらいおるかというふうに予定されておりますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（疋田俊文） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 令和6年度時点、現時点での試算の結果は対象者はいないという結果でございますが、今後加入によって生じてくると承知しております。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の改定が町として条例改正になるんですが、ただ、県、今、一体化になっている中でこのような条例の改正というのは、県からの指示と言うたらあれですけれども、時期を合わせて、大体今後やられるものになっているんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 統一した運営しておりますので、時期についても統一するものと承知しております。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（河合町国民健康保険税条例

の一部改正）は承認することに決しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文）　日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（河合町税条例の一部改正）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道）　議長。

○議長（疋田俊文）　坂本議員。

○6番（坂本博道）　今回の税条例の中身については先ほど副町長から説明あり、ある程度理解はしたところなんですが。1つ、税金に関わる条例変更になりますが、そういう点でいくと、今回、専決処分ということでやられるんですけれども、やはり本来、税にかかるもの、先ほどの国保もそうなんですが、これはきちんと議案として提案してやるべきではないかと思うんですが、そういう考え方というのはないでしょうか。

○議長（疋田俊文）　総務部長。

○総務部長（小野雄一郎）　まず、議案提出の考え方として、やはり専決処分を最小限にとどめるべきだという考えは持ち合わせております。その上で、今回専決した理由でございますが、今回の地方税法の改正に関する地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、これが7年3月31日の参議院の本会議で可決、成立、さらに同日公布され、翌日の4月1日から施行している部分がございます。

今回、4月1日に施行する部分に対応する条例の部分だけを抜き出しまして専決処分をさせていただいておりまして、今後、さらに住民の皆様に影響が及ぶようなものにつきましては、きちんと議案という形で提出させていただく予定をしておるところでございます。

○議長（疋田俊文）　ほかにございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範）　税額の部分、税収に関連するところでございますんで、その部分について確認取りたいんですけども。多分軽微な形だと思うんですけど、3月定例議会において、当初予算ですね、歳入としての税収の見込みという部分、金額が出されております。それ採

決されているんですけども、この改正によって、どのぐらいの変動値が出るのか、試算はされてますでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 今回、軽自動車税で新たな区分が設けられておりますので、その部分、税額に影響が及ぶんじゃないかというご質疑でございますが、現在のところ、その部分につきましては税額の影響がちょっと不明ということがお答えになっております。

現行の50cc以下の原付に対する需要がこのまま新制度の125cc以下の、新制度の原付に移行するのであれば、税額は一緒でございますので、区分見直しに伴います税額の影響というのではないのではないかと考えているところです。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（河合町税条例の一部改正）は可決することに決定いたしました。

以上をもって……

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい。

○6番（坂本博道） 動議を提出させていただきます。

○議長（疋田俊文） 何の動議ですか。

○6番（坂本博道） 議長副議長の辞職勧告決議案を提出させていただきます。

○議長（疋田俊文） この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

議事整理の都合上、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時26分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎議員発議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 河合町議会正副議長の辞職勧告決議案について、追加日程第5として議題といたします。

正副議長の辞職勧告のことですが、議事進行上、まず副議長の辞職勧告決議案の審議からさせていただきます。

岡田副議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規定が適用されていますので、あらかじめ退席されております。

これより議案提案の説明を求めます。

坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、河合町議会正副議長の辞職勧告決議について提案させていただきます。

理由につきまして、河合町議会基本条例第6条、議長及び副議長志願者の所信表明には、

「議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、それぞれの職を志願する者に対し、所信を表明する機会を設けるもの」とあります。

先月、4月23日に議員懇談会が開催され、本日5月9日の臨時議会開催について予告され、その場で議會議長及び副議長の選挙を前提とした立候補届並びに所信表明の提出期限を5月1日とする通知が出されました。私はその通知に基づき、立候補届と所信表明を期日どおり提出し、本日の臨時議会に出席しております。

しかしながら、本日臨時議会終了までに正副議長選挙を前提とした正副議長の辞職表明はありませんでした。これは議会運営について道義的信頼関係を損なう行為であります。

また、昨年、5月臨時会において、議長辞職勧告決議がされた以後も議会基本条例に掲げる第2条、基本理念、第3条、基本方針、第4条、議会活動の原則を踏まえた取組が全くなされていないと言わざるを得ません。第5条、議長の役割について、議会の機能強化に向けて先導的な役割。第7条、議員の活動原則、自己の能力を高めるために研鑽することについて、各議員に経験を積ませるための配慮不足。第10条、会議の整備に努めるものとすることへの働きかけ。第13条、議会報告会開催の未実施、第21条、議決事件の追加を掲げる事項に対して議会を積極的に審議を行うものへ認識不足。第28条、危機管理、河合町災害対策本部設置に対して町本部と連携を図るための河合町議会災害対策本部設置の未整備。第36条、条例の見直し、この条例規定についての検討、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

議長、副議長として、議会基本条例を基に住民に開かれた議会になるよう、不断の努力が求められる立場でありながら、これらの不作為について議会として重要問題と認識し、条例を遵守しなければなりません。

社会情勢の急激な変化に伴う調整や、また町長個人の問題に対する対応など正副議長の置かれる立場は十分に理解するものであります、議会運営の要として1年間の統理について信を問う趣旨、また並びに経験と実績のある他の議員の正副議長就任への機会を求める趣旨として、正副議長選挙を執行されないことを遺憾として、正副議長の辞職勧告の理由を述べさせていただきます。

今回は文面どおりとして今回は提案させていただきました。

議員各位におかれましては、ご理解いただきますよう、そして採決くださいますようお願いを申し上げます。

以上。

○議長（疋田俊文） これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（佐藤利治）　はい。

○議長（疋田俊文）　佐藤議員。

○4番（佐藤利治）　副議長の選挙については、昨年5月、岡田副議長を皆で選びました。で、この1年やってきましたが、その前任者も辞退届を出して、今回なぜ辞退をしないのかっていうのがまだ弁明を聞いていないので、なぜで、不思議でございます。1つ、質問いうか質疑を発議者の坂本議員にしたいんですけども、これは今回で終わらず、ずっとこういう思いで開かれた議会を開くために行っていくと、私はこういうふうに考えておりますが、その考えで間違いないでしょうか。

○6番（坂本博道）　議長。答弁……

○議長（疋田俊文）　坂本議員。

○6番（坂本博道）　佐藤議員のご質問にお答えします。

議長副議長の在り方について、当然任期としては地方自治法の第103条2項の規定により議員の任期中とあるのは当然のことにはなっております。

しかし、それでも議会の知恵として、いくら立派な議長であったり、また副議長であつたとしても、その議会運営についてやはりそれを改革しながら、かつ住民にとっても本当に開かれた議会になるよう努力するというのは、今回、この間制定されました私たちの議会基本条例の36条にきっちと明記をしております。

そういう点からも、そういう場をつくるという意味で、ある意味、自ら辞職していただきながら再選は拒まず、再度その在り方についても、議会の在り方についても表明して、より一層議会の改革であつたり、住民に開かれた議会として、二元代表制の片翼として、十分前進させていくと。そういう点からも含めて言えば、これまで、いわゆる議員間の道義的な約束というような形でそういうことがなされてきたように理解しております。また、多くの自治体、議会でもそうしております。

ですから、そういう点から言えば、そういう議員間の間でのいわば共通認識があるのかということを常に問い合わせながらも、基本条例のところで立候補の際には所信を表明するという規定も踏まえて、基本的にはそういう運営であつてほしいというふうに思う点でいけば、引き続きそのような議長副議長も辞職する機会を設け、さらにどういう議会にしたいかと表明していただいて、そしてまた議会運営を続けていく。そういうやり方については、そういう立場で努力したいと議員としては思うところです。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうからも質問をさせていただきます。

理由のほうに書かれているところの部分なんですが、第5条、第7条、第10条、第13条、第21条、第28条、第36条、これは2年間もう経ている形ですので、本来すべきところの部分、まあ、実際にされているところもあると解してはいるんですけども、やはりその部分で不十分な部分というのは私自身も認識しているところでございます。今回、辞職勧告という形でありますが、本来基本条例に定めている内容を行えないと、そういう形であれば、これ、不信任も考えられるんじゃないかなと思うんですけども、これを今後、私としても意識していくのかなわけいけないと考えているんですけども、提出者でらっしゃいます坂本議員におかれましては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） このような事例というのは、ほかの自治体の議会でも幾つかあるように思います。また、そういうところで不信任決議という形で出されたようなところもあると思っております。そういう点ではどういうやり方がいいかというのは検討すべきことかと思います。ただ、同時に、当然、法的な意味合いで言えば不信任決議だろうが、辞職勧告決議だろうが、その職にある方自身が辞職表明をしない限りは拘束力はない。ここが町長などに対する不信任決議とはまた大きく違うところだとは思っております。

そういう点から言えば、今回、不信任決議ということになると、それこそ、そうかということで終わってしまいかねません。また一方で、辞職勧告決議となると、もしこれが可決されたら勧告されたことについては拘束されませんというようなことを含めて、いわば表明する一つの必要性があるんじゃないかと思います。

そういう点で言ったら、こういう形で継続するという在り方について、議長及び副議長も何らかの意思を表明していただきたいということもありますので、今回は勧告決議のほうでよいかと思いますが、先ほど言いました不信任決議ということも当然検討することもあるかと思いますけれども、どちらにしても拘束力としてありませんので、そのあたりは議会の、議員の意思として表明する在り方として考えたいとは思いますので、これは来年度以降、今後どうなるか、今日もどうなるか分かりませんけれども、今後の中で考えていくべきことかなと思っております。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、河合町議会正副議長の辞職勧告議案について、まず副議長の辞職勧告については可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○副議長（岡田康則） 再開いたします。

河合町議会正副議長の辞職勧告決議案についての議長の辞職勧告について審議いたします。
疋田議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規定が適用されていますので、
あらかじめ退席されております。

これより提案理由の説明を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、提案理由を説明させていただきます。

趣旨としては、先ほどの副議長の際と同様にはなりますが、やはりその意向を明確にする
という意味合いから、同じ文章ではございますけれども、提案させていただきます。

河合町議会正副議長の辞職勧告決議案。

河合町議会基本条例第6条、議長及び副議長の志願者の所信表明には、「議会は、議長及
び副議長の選出に当たってはそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け

るものとする」とあります。

先月4月23日に議員懇談会が開催され、本日5月9日の臨時議会開催について予告され、その場で議長及び副議長の選挙を前提とした立候補届並びに所信表明の提出期限を5月1日とする通知が出されました。私はその通知に基づき、立候補届と所信表明を期日どおりに提出し、本日の臨時会に出席しております。

しかしながら、本日臨時会議了までに正副議長選挙を前提とした正副議長の辞職表明がありませんでした。これは議会運営について道義的信頼関係を損なう行為であります。

また、昨年5月臨時議会において、議長辞職勧告決議が出された以後も議会基本条例に掲げる第2条、基本理念、第3条、基本方針、第4条、議会活動の原則を踏まえた取組が全くなされていないと言わざるを得ません。第5条、議長の役割、議会の機能強化に向けて先導的な役割。第7条、議員の活動原則、自己の能力を高めるために研鑽することについて、各議員に経験を積ませるための配慮義務。第10条、会議の公開と本会議及び委員会を原則として公開することに対して、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとすることへの働きかけ。第13条、議会報告会開催の未実施。第21条、議決事件の追加、掲げる事項に対して、議会が積極的に審議を行うものとすることへの認識不足。第28条、危機管理、河合町災害対策本部設置に対して町本部と連携を深めるための河合町議会災害対策本部設置未整備。第36条、条例の見直し、この条例規定について検討、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

議長、副議長として議会基本条例を基に住民に開かれた議会となるよう不断の努力が求められる立場でありながら、これらの不作為について議会として重要問題と認識し、条例を遵守しなければなりません。

社会情勢の急激な変化に伴う調整や、町長個人の問題への対応など、正副議長の置かれる立場は十分に理解するものですが、議会運営の要として1年間の統理について信を問う趣旨並びに経験と実績ある他の議員の正副議長就任の機会を求める趣旨として、正副議長選挙を執行されないことを遺憾として、正副議長辞職勧告の理由を述べました。

議員各位におかれましては、ご理解いただきまして、採決くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○副議長（岡田康則）　これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 内容としては、先ほど、副議長に対しての辞職勧告と同じ内容にはなるんですが、令和5年5月、疋田議長を推薦した、投票した一人として責任を重く感じております。その中で、やはり、住民の声を聞いたときに、やはり、今回こういう形だけで終わるのではなく、隨時言っていくと。そうじゃないと住民との約束、守れない。幾らお題目のように開かれた議会ということを唱えていても、それは実行されなければ何の意味もないということを深く最近感じております。そういう意味で、発議者に対して同じ質問なんですけれども、これは今回だけで終わるんではなく、随時聞いていくと、答えを求めていくという姿勢に間違いないでしょうか。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 佐藤議員の質問にお答えします。

このような在り方については、やっぱり議会の在り方を常に改革していくという意味で、これは住民や開かれたということやったり、同時に議会の機能が本当に理事者とも切磋琢磨しながらよりよい町政つくるために、二元代表制という重要な役割を担うという自覚の下でよくしていくことが必要かと思います。その上で、一つの物差しとしてできているのが議会基本条例だというふうに理解しています。そういう点で言えば、それに基づく運営であったり、また課題、今回指摘しているような内容が柱ではありますけれども、それらについては議会運営の中で当然、一議員としてまた要望したり、同時にそれらについて問う機会をつくりていくということについても引き続きやっていきたいなとは思っております。

以上です。

○副議長（岡田康則） ほかにございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうからも質問させていただきます。

こちらの理由のほうにも記されていると思うんですが、先月の4月23日、議員懇談会が開催されました。その際に、所信表明、立候補届の期日を5月1日とするという形でここに書かれているとおりなんですかと、5月1日とするという形で本日を迎えてる形であります。その際に、しっかりと、信頼関係の下に、これ、選挙行われるんですかとある議員から懇談会中に議長に対して質問があったんですね。それに対して、出る人間によつてはやるかやらないか考えるって、そういうコメントを我々聞いているところであるんですよ。

だから、そういうところの部分も、今回の辞職勧告決議の理由として発議者でらっしゃ

る坂本議員としては考えてらっしゃいますか。これ、実際に言うと、事務手続されていますんでね、で、結局のところ、行われてないんですよ。といったところも文面以上にやはり我々としては感情的な部分も若干あるわけですよ。そういったところも踏まえての形の提出でございますでしょうか。確認させてください。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） お答えさせていただきますが。

今回、このような形で提出せざるを得ないと思っておるのは、やっぱり議会の運営が分かれやすくなると言うたらあれですけれども、それはお互い各議員が住民の代表として送り出され、そしてまたその上で、やはり議論する場ですから議会というのは、その議論がしっかりできるようにする。そういう意味から言えば、当然それを差配するのは当然議長の責任、役割というふうに思っております。ですから、当然そういう点で言えば、議会運営に対しての、いわば信頼関係というんですかね、当然意見も十分言えるし、同時にまたそれを保障することも反映される、同時にまたどう変わっていくか、どう変えていくかも、ある意味、よく理解しながらいけるということが必要だと思っています。

そういう点でいくと、議長の選出であったり、また、目指している方向であったりとかいうことを確認する機会が必要ではないかという趣旨でこのような、1年というところもあつたり、2年というところもありますけれども、1回変わる機会をつくるということが必要だと思っているんで。

今回も、これまで、この1年間時々その在り方については確認してきましたが、もう一つ明確になかったのは事実ですが。しかし先日の議員懇談会で選挙立候補を受け付けようということになった段階で、これはやはり改めて辞職されて、選挙という在り方になるのかなと思ってきたのは間違いません。それで、私は副議長ということでしたけれども、議長に出された方もおられました。ところが、それが結果的には何もないということについて言えば、やはりこれは信頼を崩すことになるんではないかという点でいくと、感情的なので言えば、非常に残念であるけれども、これでいいのかという思いはありますので、それが一つのきっかけになっているのは間違いないかと思います。

以上です。

○副議長（岡田康則） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（岡田康則） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決したいと思いますが、ご異議……

長谷川議員。討論ですか。

○7番（長谷川伸一） 討論させていただきます。

○副議長（岡田康則） はい。

○7番（長谷川伸一） 賛成討論させていただきます。

4月15日、疋田議長の名前で全議員に日時4月23日午前10時、全議員懇談会の開催の通知メールをいただきました。案件、議題としまして、臨時会の日程、2番目に正副議長の立候補届について、3番目、常任委員会改選についてをいただきました。4月23日当日、正副議長の立候補届に関する協議で、締切日は5月1日午後3時までとすることに決定。今回、議長選挙には2名の方が所信表明をつけて立候補届を出されております。その所信表明を精読しますと非常に賛同する点がございます。

よって、議長選挙の実施を求めて、今回の辞職勧告決議案には賛成いたします。

○副議長（岡田康則） ほかにありませんか。

なければ、討論を終結いたします。

はい、梅野議員。討論ですか。

○3番（梅野美智代） はい。賛成討論します。

私は、町民に信頼される議会運営の実現に向け、議員一人一人の意見を尊重し、対話と協働を大切にする議会づくりを進めてまいりたく立候補いたしました。公正中立な立場で、議員全員が自由闊達に議論できる風通しのよい議会運営を目指していただきたく、賛成いたしたいと思います。

○副議長（岡田康則） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（岡田康則） なければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○副議長（岡田康則） 多数であります。

よって、河合町議会正副議長の辞職勧告決議案の議長については可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午前 11 時 53 分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で本期臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

よって、令和7年第1回臨時会は閉会いたします。

閉会 午前 11 時 53 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　疋田俊文

副議長　岡田康則

署名議員　枚本光清

署名議員　大西孝幸